四七〇　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　一四　五
四七一　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件　一四　五
四七二　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　一四　五
四七三　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　一五　二
四七四　除籍の一部が滅失した件　一五　二
四七五　土地家屋調査士法第三条第一項第七号の規定による団体の指定に関する件　一五　二
四七六　日本国に帰化を許可する件　一五　二
四七七　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　一六　一
四七八　日本国に帰化を許可する件　一六　一
四七九　信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件　一七　二
四八〇　日本国に帰化を許可する件　一七　二
四八一　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　一七　三
四八二　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　二八　三
四八三　除籍の一部を改正する件　一七　二
四八四―四八六　原戸籍の一部が滅失した件　二一　二
四八七　日本国に帰化を許可する件　二一　二
四八八　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　二一　二
四八九　日本国に帰化を許可する件　二二　一
四九〇　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件　二四　二
四九一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第二十条の規定による指定の件の一部を改正する件　二八　三
四九二　日本国に帰化を許可する件　二八　三
四九三　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　二九　五
四九四　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件　二九　五
四九五　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　三〇　三
四九六　不動産登記規則等の一部を改正する省令附則第三条第一項の規定に基づき事務を指定する件　三〇　三
四九七　日本国に帰化を許可する件　三〇　四


○外務省


三九二　関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約等のヨルダン・ハシェミット王国による廃棄に関する件　二　二
三九三　社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の効力発生に関する件　三　185　一六
三九四　国際連合安全保障理事会決議の要請に基づく資産凍結等によるコルレス関係の停止措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る銀行を指定する件　三　特22　一
三九五　国際連合安全保障理事会決議の要請に基づく資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る銀行以外の者を指定する件　三　特22　二
三九六　技術協力に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の協定の署名に関する件　六　三
三九七　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件　六　四
三九八　ファイサラバード上水道拡充計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件　八　五
三九九　ラホール市下水・排水機材緊急復旧計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件　八　五
四〇〇　バングラデシュ人民共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　八　五
四〇一　アフガニスタン・イスラム共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　一〇　一
四〇二　イエメン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　一〇　一
四〇三　パレスチナ自治区住民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　一〇　一
四〇四　社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の効力発生に関する件　一〇　192　一五